

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（指図行使すべき株主権等）</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六條第一項、第二百十條、第二百四十一條第二項、第二百四十七條、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項、第八百六條第一項及び第八百十六條の六第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八條第一項の規定に基づき同項第四号から第十三号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>〔2～4 略〕</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第百六條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>〔一～十八 略〕</p> <p>十九 法第百三十九條の十第二項において準用する会社法第七百三</p>	<p>（指図行使すべき株主権等）</p> <p>第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六條第一項、第二百十條、第二百四十一條第二項、第二百四十七條、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項及び第八百六條第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八條第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>〔2～4 同上〕</p> <p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第百六條 〔同上〕</p> <p>〔一～十八 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

十五條の二第三項第二号

二十・二十一 〔略〕

(自己の投資口を取得することができる場合)

第二百二十九条 法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 当該投資法人が有する他の法人等(法人その他の団体をいう。次号及び第三百三十一条において同じ。)の株式(持分その他これに準ずるものを含む。同号において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含む。)により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

〔三・四 略〕

(子法人による親法人投資口の取得)

第三百三十一条 法第八十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 他<sup>二</sup>の法人等が行う株式交付(会社法以外の法令(外国の法令を含む。)に基づく株式交付に相当する行為を含む。)に際して親法人投資口(法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。)の割当てを受ける場合

二 親法人投資口を無償で取得する場合

十九・二十 〔同上〕

(自己の投資口を取得することができる場合)

第二百二十九条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該投資法人が有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含む。)により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合

〔三・四 同上〕

(子法人による親法人投資口の取得)

第三百三十一条 〔同上〕

〔号を加える。〕

一 親法人投資口(法第八十一条第一項に規定する親法人投資口をいう。以下この条において同じ。)を無償で取得する場合

三・四 「略」

五 其の権利の履行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前各号に掲げる場合を除く。）

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第三百三十一条の二 法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる事項その他の法第八十一条の二第二項において準用する会社法第八十条第二項第一号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

イ 「略」

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における次に掲げる事項

(1) 次に掲げる事項その他の当該処理の方法に関する事項

(i) 法第八十八条第一項の規定による処理（第三十八条第一号又は第二号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却する時期及び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員  
の判断及びその理由を含む。）

二・三 「同上」

四 其の権利の履行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要かつ不可欠である場合（法第八十一条第二項第一号及び前三号に掲げる場合を除く。）

（投資口の併合に関する事前開示事項）

第三百三十一条の二 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 法第八十八条の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、  
当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

「加える。」

(ii) 法第八十八条第一項の規定による処理（第三百三十八条第

三号に定める方法に限る。）を予定している場合には、売却に係る投資口を買い取る者となる見込まれる者の氏名又は名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を投資主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する執行役員の判断及びその理由を含む。）

(2) 当該処理により投資主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

〔二・三 略〕

（執行役員の選任に関する議案）

第四百三十三条 執行役員が執行役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇七 略〕

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約（法第百六十二条の二第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（法第百六十二条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同

〔加える。〕

〔二・三 同上〕

（執行役員の選任に関する議案）

第四百三十三条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

じ。)を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 「略」

二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

3 「略」

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 執行役員が監督役員の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一〇七 略」

八 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

九 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2 「同上」

一 「同上」

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

3 「同上」

(監督役員の選任に関する議案)

第四百四十四条 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項に規定する場合において、投資法人が他の投資法人の子法人であるときは、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 「略」

二 候補者が過去十年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

「一〇四 略」

五 候補者と当該投資法人との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

七〇九 「略」

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第四百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも

2 「同上」

一 「同上」

二 候補者が過去五年間に当該他の投資法人の役員であったことを当該投資法人が知っているときは、当該他の投資法人における地位及び担当

(会計監査人の選任に関する議案)

第四百四十五条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五〇七 「同上」

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第四百五十四条 「同上」

のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第百十四条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法)によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 [略]

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(同条第一号及び第四号にあつては、会計監査人に係るものを除く。)、第七十四条の二各号及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 [略]

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項(前三号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

[2・3 略]

一 [同上]

二 投資法人の計算に関する規則第七十三条第一項第一号から第二十五号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係るものを除く。)及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 [同上]

四 投資主総会参考書類に記載すべき事項(前各号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監督役員が異議を述べている場合における当該事項

[2・3 同上]

(役員等賠償責任保険契約から除かれるもの)

第百六十八条の二 法第百十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する投資法人を含む保険契約であつて、当該投資法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該投資法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- 二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

(募集事項)

第百七十六条 法第百三十九条の三第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第百三十九条の九第八項又は法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法

「条を加える。」

(募集事項)

第百七十六条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四|| 法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する投資法人債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

五|| 法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百七十八条 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一|| 投資法人債管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二|| 投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

(投資法人債の種類)

第百八十条 法第百三十九条の七において準用する会社法第六百八十条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第百七十八条 法第百三十九条の四第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、投資法人債管理者を定めたときのその名称及び住所とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

(投資法人債の種類)

第百八十条 「同上」

〔一〇五 略〕

六|| 投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

七|| 〔略〕

八|| 投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九|| 〔略〕

十|| 投資法人債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百三十九条の九の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一・十二|| 〔略〕

〔投資法人債管理補助者の資格〕

第百八十五条の二 法第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 弁護士

二 弁護士法人

〔投資法人債権者集会参考書類〕

第百八十七条 投資法人債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 〔略〕

二 議案が代表投資法人債権者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

六|| 〔同上〕

〔号を加える。〕

七|| 〔同上〕

〔号を加える。〕

八・九|| 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔投資法人債権者集会参考書類〕

第百八十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 略〕

ハ 候補者が投資法人債発行法人、投資法人債管理者又は投資法人債管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2～4 略〕

（議決権行使書面）

第百八十八条 法第三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第三十九条の十第二項において準用する会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～四 略〕

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

〔2～4 略〕

（投資法人債権者集会の議事録）

第百九十一条 〔略〕

2 〔略〕

3 投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 候補者が投資法人債発行法人又は投資法人債管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

〔2～4 同上〕

（議決権行使書面）

第百八十八条 〔同上〕

〔一～四 同上〕

五 議決権を行使すべき投資法人債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

〔2～4 同上〕

（投資法人債権者集会の議事録）

第百九十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

<p>「一〇三 略」</p> <p>四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債発行法人の代表者又は代理人の氏名</p> <p>五 投資法人債権者集会に出席した投資法人債管理者の代表者若しくは代理人の氏名又は投資法人債管理補助者若しくはその代表者若しくは代理人の氏名</p> <p>六・七 「略」</p> <p>4 法第三百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第一項の規定により投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた場合には、投資法人債権者集会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。</p> <p>一 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた事項の内容</p> <p>二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>三 投資法人債権者集会の決議があつたものとみなされた日</p> <p>四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称</p>	<p>「一〇三 同上」</p> <p>四 投資法人債権者集会に出席した投資法人債発行法人の代表者又は投資法人債管理者の氏名又は名称</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五・六 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	